

平成30年度

第1回八王子市環境審議会

平成30年5月23日(水)

本庁舎事務棟5階502会議室

八王子市環境政策課

平成30年度 第1回八王子市環境審議会出席者名簿

会 長	奥	真 美
副会長	千 明 武 紀	
委 員	櫻 井 達 也	
	中 島 裕 輔	
	沼 田 真 也	
	大 竹 邦 江	
	上 田 幸 夫	
	大久保 雅 司	
	天 井 雅 彦	
	池 田 ヒロミ	
	横 田 信 博	
	荒 井 和 誠	

事務局職員	環境部長	佐 藤 宏
	資源環境部長	原 田 親 一
	環境政策課長	南 部 か や
	環境保全課長	青 木 一 浩
	ごみ減量対策課長	木 下 博 文
	環境保全課課長補佐	佐 藤 高 広
	環境政策課主査	星 学
	ごみ減量対策課主査	河 井 雅 之
	ごみ減量対策課主任	日 野 陽 子
	環境保全課主事	吉 澤 遼
	環境政策課主事	道 山 悠 紀
	環境政策課主事	山 口 和 希

平成30年度 第1回 八王子市環境審議会

平成30年5月23日(水)

午後 2時00分から

本庁舎事務棟5階502会議室

次 第

1. ごみ処理基本計画(素案)について
2. みどりの基本計画の改定に係る基本的な考え方について
3. その他

○**奥会長** ただいまから、平成30年度第1回八王子市環境審議会を開催させていただきます。

委員の出欠状況の報告と、配付資料の確認につきまして、事務局から一括してお願いいたします。

○**星環境政策課主査** 本日の出席状況について、ご報告いたします。

まず、事前に欠席のご連絡をいただいている委員の方を報告させていただきます。荒井委員、西川委員、鷺谷委員の3名となります。定足数につきまして、15名のうち、12名の出席をいただいております、過半数割れをしておりませんので、この審議会は成立しております。

次に、配付資料の説明をさせていただきます。事前に配付させていただきましたものとして、審議会の次第、次に資料1-1、八王子市ごみ処理基本計画（素案）概要版、こちらがA4両面印刷で7ページになっております。次に資料1-2、八王子市ごみ処理基本計画（素案）、こちらがA4両面印刷で49ページになっております。続きまして資料2、「みどりの基本計画」の改定に係る基本的な考え方について、こちらがA4両面印刷で4枚ということになっております。

資料の説明については以上です。

○**奥会長** ありがとうございます。資料は、事前に郵送されていたかと思いますが、お手元にありますか。大丈夫ですか。

それでは、次第に沿って進めてまいります。まず、次第1 ごみ処理基本計画の骨子について、ごみ減量対策課長からご説明をお願いいたします。

○**木下ごみ減量対策課長** それでは、ごみ処理基本計画を平成29年度、30年度の2年で作っており、このたび、ごみ処理基本計画（素案）がまとまりましたので、概要版に基づきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。概要版の1ページから説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目の計画策定の趣旨全部を説明しますと時間がないので、ポイントだけお話をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

計画策定の趣旨の、これまでの取り組みについてでございますが、平成28年度実績で環境省の全国ランキング、リデュース部門のごみ資源物1人1日あたりの排出量が全国2位ということになりました。リサイクル部門は全国3位の実績も挙げることもできました。

また、現計画の目標の一つであります、埋立処分量ゼロは今年度に達成する見込みです。

策定する計画期間は、平成31年度から40年度までの10年間としております。

続きまして、2、成果と課題のところでございますが、現計画の成果と課題を抽出しております。一つ目の、市民・事業者・市の協働の部分では、町会・自治会と連携した啓発活動を推進してきましたが、協働した取り組みを多面的、継続的に展開するため、環境教育・人材育成が必要と考えております。

二つ目が、家庭系ごみの減量・資源化につきまして、ごみの減量・資源化に取り組めていない市民への細やかな対応により、リデュース全国2位の実績を挙げましたが、特に家庭系可燃ごみの減量が課題であり、生ごみの減量・資源化の推進が必要と考えております。

三つ目が、事業系ごみの減量・資源化ですが、市の対策により事業系ごみの排出量が減少し、飲食店の一部で食品ロス対策も実施していましたが、不適正排出や資源化可能な紙類がごみとして排出されている現状もあるため、さらなる指導・啓発が必要だと考えております。

最後になりますけれども、ごみ・資源物処理体制では、不燃物処理センターでの手選別等の導入により、埋立処分量ゼロを達成する見込みですが、将来にわたり安定したごみ処理体制の確保が必要と考えておりますので、その取り組みについても考えていくこととしております。

2ページをご覧くださいと思います。次期計画の目標値でございます。

まず、一つ目といたしまして、ごみ資源物の1人1日あたりの総排出量、二つ目がリサイクル率、三つ目がCO<sub>2</sub>排出量の3項目としております。

ごみ資源物の1人1日あたりの総排出量でございますが、現計画の基準年であります平成23年度が840gでした。平成29年度実績で778gと順調に減少しております。さらに減量を進め、35年度までに760g、40年度までに740gにすることを目標としております。

次に、リサイクル率ですが、ここの部分につきましては、近年、書籍の電子化や、容器包装の軽量化等の影響によりまして、資源物自体も回収量が減少傾向にあり、今後さらに続く見込みでありまして、この状況のままではリサイクル率は連動して低下してまいりますので、新たに剪定枝の資源化等の取り組みを行うことで、35%を維持してい

くこととしております。

最後に、CO<sub>2</sub>排出量ですが、平成34年度に高効率の発電設備を備えました、新館清掃施設が稼働することによりまして、平成40年度には3万8,000t以下にすることを目指しております。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと思います。4番として、新計画の施策体系でございます。

四つの基本方針のもとに、各三つの基本施策を配置する構成となっております。これも詳細については、4ページ以降、説明をさせていただきたいと思いますので、4ページをご覧いただきたいと思います。

まず、基本方針1では、市民及び事業者と市の協働した取り組みの推進を挙げておりまして、その中の重点取り組みを始めとする三つの基本施策の実施事業を展開してまいります。

基本方針2から3についても同様の構成となっております。

それでは、各基本方針の重点取り組みについてご説明申し上げます。

重点取り組み①基本施策1-1、環境教育・人材育成のための取り組みでは、市民・事業者が主体的にごみ減量・資源化に取り組めるよう、施設見学や出前講座などを通じて環境教育・学習機会を提供するとともに、リサイクル推進員や生ごみリサイクルリーダー、事業者等と協働して啓発する仕組みをつくってまいります。

5ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、基本方針2になりますが、ここでは3Rの取り組みによる家庭系ごみ減量・資源化の推進を掲げ、重点取り組み②になりますが、基本施策2-1、生ごみの減量・資源化の推進として、家庭系可燃ごみの中でも占める割合が大きな生ごみの減量・資源化に主体的に取り組んでいけるよう、広報や地域イベント等を通じて身近で取り組みやすい普及啓発を行ってまいります。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、基本方針3になります。ここでは、さらなる事業系ごみ減量・資源化の推進を掲げ、重点取り組み③基本施策3-1として、排出事業者へきめ細かな指導として、事業系ごみの適正排出・資源化を促進するため、事業者への直接訪問による指導を継続実施するとともに、清掃工場での搬入物検査を強化してまいります。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、基本方針4になります。ここでは、安全・安心で安定・継続的なごみ・資源物処理体制の確立を掲げてお

りまして、重点取り組みの四つ目といたしまして、基本施策4-1、ごみ・資源物処理の基盤となる処理施設の整備・検討として、将来の安定・継続的なごみ処理を第一に考え、バランスの取れた市内二つの清掃工場体制を基本とした施設整備を進めてまいります。

計画がスタートいたします平成31年度からは、基本施策にあります、さまざまな実施事業を展開し、さらなるごみ減量を目指してまいります。

最後に、計画改定のスケジュールになりますが、6月市議会に素案を報告させていただきまして、7月1日から1カ月間、パブリックコメントを実施いたしまして、広く市民の皆様からご意見をいただく予定でございます。

本審議会には、9月に諮問させていただき、11月中に答申をいただく予定で考えています。来年3月には完成し、公表する予定でございます。

報告は以上でございます。

○**奥会長** ありがとうございます。ただいま概要版をもとにご説明いただきましたけれども、素案の中身について何かご質問がありましたら、お話しいただきたいと思います。その後で、追加すべきところなどの、ご意見をいただきたいと思います。何かご質問、ございますか。

どうぞ。

○**沼田委員** では、よろしいですか。すみません。今年から、私、着任しましたので、ちょっと状況がわからない部分もあるかと思いますが、その場合はご容赦いただければと思います。

こちらの実績と目標の3番目のところで、今後10年ほどわたって740g、1人1日あたりの総排出量を減らしていくというような方向を考えているということですが、これはなぜ740gなのかといった検討は、されているのでしょうか。

それは、なぜかと申しますと、ごみというのは確かに一般論としては我々、減らしたほうがいいなというのはわかりますが、経済とリンクしていたりして、単純に減らせば我々の生活がハッピーになるかという、そういうわけではないと思うのです。

やはり、それなりの生活をすれば、それなりの量のごみが出ると思いますので、単純になくなればいいというものではないとは思いますが、この数値が出てきた根拠とか、理由があるのであれば、ご説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**奥会長** お願いします。

○木下ごみ減量対策課長 まず、平成29年度の段階で、1人の方が1日あたりに排出するごみの量が資源も含めて778gあります。これを、平成35年には760gで、平成40年度には740gを目指すということだと思います。

さまざま、このごみ量について、事業系のごみも含めてという部分もありまして、一つには事業系のごみの減量ということを取り組んでいきます。今、清掃工場に持ち込まれているごみを排出先の事業者にまでさかのぼって、適正排出を促すと同時に、リサイクルできるものがまだたくさんあるので、そこを減らしていくのが一つあります。

家庭系のごみの部分は、特に可燃ごみを中心に減らしていきたいと思っておりますが、その中でも特に生ごみの対応をしっかりやっていきたいと思っております。

生ごみにつきましては、今、食品ロスの問題は非常に騒がれていると思っておりますけども、ごく基本的な賞味期限や、消費期限について理解が進んでおらず、賞味期限を過ぎた時点で捨ててしまうこともあります。そのようなことも含めて、消費行動そのものも変えていただく必要があろうかと思っております。

委員がおっしゃるように、経済活動との関係で、なるべく買わないでくださいということは、なかなか言えないですけども、ただ、ごみを減らす、環境に負荷を与えないということに対しては、今、市民の皆さん、事業者の皆さんも環境に対する価値というのは、ある程度、普遍的なものがあるのかなというふうに思っております。そこは市民の皆さん、事業者の皆さんにもご理解をいただく中で、極力環境に負荷を与えないような社会をつくっていくということを目指すために、今、簡単に申し上げたような施策をさまざまに展開していく中で、この目標値に持っていききたいという思いがあります。

○奥会長 こちらの概要版ではないほうですね、資料1-2の30ページのところに、計画フレームというのが載ってまして、でも、こちらの根拠と言えば根拠なんですね。具体的な数字が示されているものだと思いますので、事業系も含めて、それを人口で割って、1人あたりの値が出てくるということだと思いますが。

多分、これ、パブコメにかけることを念頭に置くならば、もう少し今のご質問への答えといいますか、経済を犠牲にする云々は、まずそもそも置いておいて、なぜこういう数字なのかということもご説明をしっかりとさせていただく必要があるのではないかと思います。ご指摘につながると思います。

30ページのところに、平成40年度は740gという数字になるというようなことがわかるような説明を加えていただくなり、補足がなされればわかりやすくなるかもし



れませんね。

あとは、経済との関連で言うと、生ごみの部分と、それから食品ロスのところ、やはり大きいということであれば、そこを減らしていくことが経済活動にある意味、犠牲にするということには、直結はしないということにはなろうかと思しますので、その辺の説明も分かりやすくしていただければ、先ほどのご質問にもお答えすることにはなるかと思えます。では、沼田委員どうぞ。

○沼田委員 私自身は、生活レベルとか、経済を縮小して対応するのでなくて、どのような行動を想定することでこの目標値が出ているという説明がされると、よいかなと思っております。

基本的には、奥会長のご指摘のとおりだと思いますけども、もう少し前向きに捉えられるような見せ方や工夫をされるとよろしいかなと思えます。

○奥会長 ありがとうございます。この数字の根拠と、その根拠から重点取り組みにつながっていているわけですから、一連のストーリーがしっかり伝わるように工夫をしていただきたいと思えます。

ほか、いかがでしょうか。ご質問、ご意見も一緒によろしいかと思えます。

それでは、大竹委員、お願いします。

○大竹委員 7ページに、高齢者・ごみ出し困難者対策の充実（発展）とありますが、どのような発展をしていくのかお聞きしたいです。私、民生・児童委員をしております、70歳以上のひとり暮らしの方を対象に、見守りをしていますが、ふれあい収集の件で、これには、要介護、身体障害者の方という条件があります。

私が担当している方は、要介護まではいかないのですが、集合住宅ですと、下まで持っていくのが困難という方が結構いらっしゃいます。この発展のところ、このような方に対しての対応ができるかどうか、お聞きしたいと思います。

○奥会長 いかがでしょうか。

○木下ごみ減量対策課長 ふれあい収集の対象も、ここで、より高齢者の実情に合わせて、介護の1から5までの方には対象になるように広げたところです。今は要支援の方は対象になっていないですけども、要支援の段階でも集合住宅に、高い階に住んでいらっしゃる方の場合、下の集積所に出すのが間に合わないということですので、これについてはどういったのができるのかというのは、この計画の中では、具体的に細かいところまで記述できませんけども、運用の中でどんなことができるのかということは、しっかり

考えていきたいと思えます。

○大竹委員 よろしくお願ひします。

○奥会長 よろしいですか、大竹委員。

では、櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 2ページのリサイクル率のところ、資源回収量が減少しているためということで、達成していないという文言があります。35%に引き上げるとも書いてありますけれども、資源量回収が減少しているのは、ペーパーレス等が影響しているとおっしゃっていましたので、書き方や見せ方を少し変えたほうがよろしいのではないかなと思ひます。

このままでは、規制を緩めるような印象を与えかねない。決してそういうことではないと思ひますので、そういった背景をしっかりと説明して、問題ないというような誤解を与えない書き方が必要なのかなと思ひておひます。

リサイクル率の算定方法等を再検討してみ、過去のモニタリングがずっとあるので、継続することも大事だと思ひますが、何か違う見せ方をすることによって、誤解を与えないということが必要なのかなと思ひます。

あと、生ごみの減量に関して水切り等を提案されていますけども、焼却に回す際の含水率等のデータはとられているのでしょうか。

○木下ごみ減量対策課長 含水率のデータはあります。

○櫻井委員 もしあれば、それを示して経年変化を見せることによって、市民に対する含水率を減らすとごみが減っていくという、データを定量的に市民に見せていくことがモチベーションにもつながったりするかもしれません。

あと、水を減らすことによって、燃料を少なく焼却することができますので、ごみ削減とCO<sub>2</sub>削減の二つの効果があるということをお説明いただいたほうが市民のモチベーションにつながるのではと思ひました。

○奥会長 ありがとうございます。計画の中身を変えるというよりは、分かりやすくする見せ方の問題ということのご指摘だと思ひます。

リサイクル率についても、かねてよりここで言及のあったところで、なかなか市としても悩ましいと思ひます。

○木下ごみ減量対策課長 この形での見せ方ですと、市民の方の協力がいいのかのように受け取られるのではないかと、内部の議論の中でもありまして、やはりそれは協力はかな

りしていただいている、さらに現状の施策のままでいきますと、多分、平成40年度ぐ  
らいまでに31%ぐらい下がってしまう。4%分を上乗せするためには、当然、市民の  
皆様のご理解、ご協力をいただいて、市の打ち出す施策と合わせてやっていかない限  
り、35%が確保できませんので、その辺がうまく記述をしていきたいというふうには  
思います。

以前、西川委員からほかの指標で示せないかというご指摘がありいろいろ考えてみま  
したが、リサイクル率そのものは環境省の指標でして、ほかの指標にすると混乱するよ  
うなことも考えられ、ほかの指標にすることとは特に考えておりませんが、記述の  
中で、しっかり説明をするということが必要なのかなと、ご指摘のとおりだと思います  
ので、含水率等も含めて、伝え方を工夫していくようにしたいと思います。

○**奥会長** お願いします。

ほか、いかがでしょうか。中島委員、どうぞ。

○**中島委員** 2ページのCO<sub>2</sub>排出量のグラフに関してなんですけども、上の1人あたり  
排出量とざっと割ってみて、多分、排出係数は原単位が年度で少し違っているようで  
ので、恐らくこれは稼働設備の状況が変わっているの、同じ量でも多分、変わってき  
ていると思いますが、できればそれを込みでわかるように伝えていただきたい。そうす  
ると、ごみの減量分で減ったCO<sub>2</sub>の話と、市のいろいろな努力とといいますか、清掃工  
場側の工夫なり、設備の停止とか、そういう改善で変わってくる部分というのが、それ  
ぞれこれぐらいの内訳で減ってきていって、トータルでこれぐらいを目指していますと  
いう、できればわかるようにしていただいたほうが、市民の頑張りや行政の頑張りや、  
それぞれどんな形で反映されているのかなというのがわかりやすく表現できるのかなと  
感じました。

その中で、数字を見ていたとき、誤植かと思うのですが、文章の中では、平成29年  
度（2017年度）実績見込みが4万8,594t、下のグラフでは4万8,892t  
で、素案のほうの14ページでは、4万9,892tとなっていて、どちらかが誤植の  
ような気がするのですが、数字をご確認いただいたほうがいいかと思います。

○**木下ごみ減量対策課長** 素案のほうは14ページの図2-7で、文章中もグラフ中も2  
017年度は49892になっていますね。申し訳ございません。49892が正しい  
です。

○**中島委員** では、29ページと概要版が違うと。

- 木下ごみ減量対策課長 申しわけございません。
- 奥会長 ここ重要なところですよ。数字はしっかりと、誤りのないように。
- 木下ごみ減量対策課長 申しわけございません。
- 奥会長 そして、最初のご指摘ですけれども、CO<sub>2</sub>排出量の算定方法、区分ですね、これはどうなっているのか、その説明は、素案のほうはありましたか。
- 中島委員 素案のほうも、見当たらなかったですね。特に清掃工場の設備等を停止したとは書かれていないですけども。
- 奥会長 そうですね。
- 木下ごみ減量対策課長 素案の全体版の中では、それについての記述を入れるようにさせていただきます。
- 奥会長 さっそくお願いいたします。
- ほか、いかがでしょうか。天井委員どうぞ。
- 天井委員 ごく単純なことですが、概要の1ページの目的・計画期間の上でございまして、埋立処分量ゼロを達成できるとありますが、埋立処分量ゼロというのは、ごみの発生がゼロと考えるべきなのでしょうか。
- 木下ごみ減量対策課長 そうではありません。
- 天井委員 ですかね。
- 木下ごみ減量対策課長 今、清掃工場で焼却している可燃ごみについては、焼却灰を東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に持って行って、エコセメントにしています。
- もう一つ、不燃ごみについては、不燃物処理センターで手選別で分別し、資源となるものはかなりの割合で資源化をしているのですが、それでもどうしても残ってしまうガラスであるとか陶器の破片であるとか、そういったものが昨年度で年間40tぐらい出てきています。それをさらに民間処理施設で資源化をすることで、埋め立てをすることがなくなるということで、埋立処分量ゼロを達成する予定です。
- 天井委員 そうでしたら、ごみゼロイコールではないということで、わかりました。そのところの解釈はどうか、これを聞きたかった。ありがとうございます。では、若干、ごみは出ていると、こういうこととございますね。
- 木下ごみ減量対策課長 ごみがなくなる状況には、まだ至っておりません。
- 天井委員 承知いたしました。

○**奥会長** ほかは、ございますか。はい、どうぞ、大久保委員。

○**大久保委員** すみません、少々素人質問するかもしれませんが、この計画策定における取り組みの妥当性や、実効性を図るときに、今回、改めてリデュースについて全国2位、リサイクル率、全国3位という、かなり八王子市としては高レベルの実績を出されています。ある程度、取り組みとしては成熟されているかと思いますが、例えば10ページに書いてあるような、いわゆる全国トップランカーの取り組みについては、既に調べられているのか。

または、全国トップ3なので、海外に目を向けると取り組みとして実効性があるものももしかしたら結構あるのかもしれませんが。今回、トップ1を目指すということなので、それぞれのトップランカー、国内、海外のトップランカーの取り組みをまねするというやり方も少しあるのかもしれませんが。これは意見です。

○**奥会長** どうでしょうか。

○**木下ごみ減量対策課長** 我々としても、海外についてまだ調べは至っておりませんが、同じような実態ですから、まさにごみ処理という点では、全国さまざまな実態で、さまざまな取り組みをして、全てのごみをなくしましょうという努力もしていますので、そういったものを市としてやっていきたいというのがありますし、今、やっている取り組みの例えば市民の方の協力度がさらに上がれば、ごみは減らせます。まだまだごみの減量に取り組めていない市民の皆さんのご協力をいただく余地がありますので、そこにアプローチして、ごみを減らしていくことも、あわせてやっていこうと考えています。

○**大久保委員** 松山と広島は何か特別なことをしているのですか。

○**木下ごみ減量対策課長** 松山は、リデュース1位をとるために、市全体でごみの減量についてかなり熱心に取り組んでいるのですね。

27年度に八王子市は、1位になっていますが、28年度の実績でまた松山に1位をとられてしまいました。

○**大久保委員** 松山の仕掛けがうまいのですかね。

○**木下ごみ減量対策課長** 我々も勉強しなきゃいけないのは、市民の方に対する啓発の仕方であるとか、訴え方であるとか、そういうことがやはりいろいろ工夫をしているので、そこはもう我々もぜひまねをして、松山に変わって1位になれるようにやっていきたいと思っています。環境省のランキングの中に、リデュース部門とリサイクル部門がありまして、松山はリサイクル部門では10位以下ですが、八王子はリサイクルも3位ぐら

いにいまして、リデュースも1位だったり、2位だったり、リサイクルとリデュースのバランスという意味で考えると、八王子は全国でもトップの位置にいて市民の方のご協力のおかげだと思っています。

なので、さらに両方1位になるぐらいの勢いで頑張ろうと思います。いかに市民の方に、啓発を展開していくかということが課題だと思っています。

○**奥会長** よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。では、荒井委員。

○**荒井（和）委員** 私のほうから、CO<sub>2</sub>の排出量の確認ですけれども、市内のごみ焼却量から計算したということで市内2清掃工場と多摩清掃工場分も入っているのでしょうか。

○**木下ごみ減量対策課長** はい、そうです。八王子のごみを焼却している分は全部入っています。

○**荒井（和）委員** では、全3工場ですね。わかりました。

○**奥会長** ほかは、いかがですか。よろしいですか。

特に具体的な数値目標や施策の修正という話ではなく、正確に理解が得られるように説明を補足するなり、実際に説明される際には工夫をしていただきたいという観点からのご意見だったかと思いますので、そこを念頭に置いて素案を固めていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次第の2にございますが、みどりの基本計画の改定について、こちらについて、環境保全課長から、ご説明をお願いいたします。

○**青木環境保全課長** 環境保全課長の青木と申します。よろしく願いいたします。

まず、資料の説明に入ります前に、今回改定するみどりの基本計画の目的について、簡単に説明を申し上げます。

みどりの基本計画は、都市緑地法に基づき、市が策定する計画となっております。市内の公園緑地の適正配置や整備、自然環境の保全、都市緑化の推進、緑化の体制づくりなど、みどりに関する各施策を総合的、かつ体系的に取りまとめたものということになっております。

その計画に基づきまして、みどりの保全や緑化の推進を図ることで、みどりを生かした豊かなまちづくりを推進することを目的としております。

なお、今の計画のみどりの確保目標といたしましては、緑被率61%の維持と、公園

充足率90%を掲げ、現在、各種施策に取り組んでいるところでございます。

それでは、みどりの基本計画の改定にあたり、その基本となる考え方につきまして、配付させていただいております資料に沿って説明をさせていただきます。

まず初めに、下段の改定の趣旨についてです。繰り返しになりますけれども、みどりの基本計画は、都市緑地法に基づいて策定しており、平成32年3月に現行計画の計画期間が満了となることから、平成30、31年度の2か年で見直し、改定を行うものでございます。

おめくりいただきまして、計画の位置づけについてですが、みどりの基本計画には、整合を図るべき上位計画といたしまして、八王子ビジョン2022、環境基本計画、都市計画マスタープランの三つの計画があります。

そのほか、連携を図るべき関連計画といたしまして、水循環計画、地球温暖化対策地域推進計画や、ここには掲載がありませんけれども、産業振興マスタープランであるとか、森林整備計画などがあります。

次に、改定・見直しのスケジュールにつきまして、下段をご覧ください。みどりの基本計画は、平成30、31年度で全面改定を行い、32年度を初年度とした10年間の計画といたします。

また、中間見直しにつきましては、上位計画の環境基本計画が平成35年に全面改定を行う予定であることから、その改定内容をみどりの基本計画に反映するため、策定から5年たった平成36年度を予定しております。

次のページになります。計画策定の経過についてでございます。

みどりの基本計画は、昭和56年に策定いたしました、都市計画区域における緑のマスタープランと、平成4年に策定された、八王子みどり計画との総合計画として、平成11年3月に策定され、平成22年に1回目の改定を行い、今回が2度目の改定となります。

これまでの計画の特徴といたしましては、最初の緑のマスタープランと八王子みどり計画では、みどりを公有地化してでも保全するという姿勢がうかがえましたが、その後、策定したみどりの基本計画では、自然とまちの調和を将来像としており、まちづくりとのバランスに重きを置いたつくりとなっております。

次に、現行計画の体系図につきまして、下段をご覧ください。現在の計画では、将来像を自然とまちと人を結ぶ「みどりの環境調和都市」として、六つの基本方針を立てて、

これらの基本方針を軸に特に重きを置く施策は、リーディングプロジェクトといたしまして、取り組む体系となっております。

現行計画の取組み状況につきましては、おめくりいただきまして次のページの上段をご覧ください。

まず、①は、八王子ビジョン2022の指標から見た状況、②が、市街化区域におけるみどりの面積で、斜面緑地の指定面積と生産緑地地区の面積の状況を示しております。

まず、①の保全対象とした緑地の面積につきましては、当初目標、これは平成34年度ですけれども、170haを平成29年の昨年度達成をいたしました。現在は、目標185haとしてございます。

また、一方、②の市街化区域のみどりの面積につきましては、三角の折れ線の斜面緑地の面積については、若干、下がり傾向ではありますけれども、ほぼ横ばいという状況となっております。

もう一つの四角の折れ線の生産緑地地区の面積については減少しているというような傾向があります。

ここから読み取れる状況といたしましては、市全体のみどりについては、一定程度保全されているものの、市街地内のみどりについては、少しずつ減少しているのかなというところが読み取れるかなと思っております。

次に、下段をご覧ください。現行体系図でご説明いたしました6つの基本方針に対する取組状況と成果、また、そこから見えてきた問題や課題について、関係する所管に照会をかけて取りまとめたものとなっております。

ここでは、みどりの施策に対する全体的な課題といたしまして、相続等による緑地の減少、管理者の高齢化や担い手不足、市民・事業者等との連携不足などが見えてきたところでございます。

次に、法改正などの社会状況等の変化について、次のページの上段をご覧ください。平成29年度に都市緑地法など、みどり施策に関連する法律が一部改正となっております。この改正の趣旨につきましては、まちづくりにおけるみどりの課題に対応するために、民間活力を最大限活用して、みどり等の整備、保全を効果的に推進し、みどり豊かで魅力的なまちづくりを実現するというものとなっております。

改定の概要につきましては、関係する法令によりまして、都市公園の再生と活性化であるとか、緑地や広場の創出であるとか、都市農地の保全と活用などに資する内容とな



っております。

今回、改定するみどりの基本計画におきましては、これらの法改正を適宜反映していく必要がございます。

次に、ここまでご説明させていただきました現状を踏まえて、ここからが計画の内容ということになります。

計画を改定する上で、ベースとなる考え方ですけれども、現行計画の取組状況で、ご説明させていただきましたとおり、これまで計画を進めていく中で見えてきた課題、担い手不足等から、みどりの量の確保だけでは解決できない課題の存在や、行政主体のみどりを保全することに限界があり、また、さらには、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法等の法改正や、昨年度、開催されました緑化フェアの開催などについても、計画に反映する必要があります。

これらの状況を踏まえ、新計画の基本的な考え方といたしまして、現行計画の将来像を継承し、環境基本計画との整合を図りつつ、新たな方針を2点、ここで定めさせていただきます。

1点目は、みどりの質の向上、2点目は、市民・事業者との協働によるみどりの保全としております。

みどりのこの方針をもとに、改定作業を進め、みどりとまちづくりのバランスを考慮したメリハリのあるみどりの配置やみどりの持つ機能の向上、市民満足度の高いみどりの保全、また、市民や事業者の皆さんとの協働が促進するような計画に練り上げていきたいと考えております。

次に、1枚おめくりいただきまして、裏面の上段になります。策定体制についてですけれども、庁内の検討組織として、所管による庁内検討会のほか、課長・部長級による庁内環境調整委員会に付議するとともに、外部委員を含む組織といたしまして、本審議会や環境推進会議を付議いたしました。

さらに、より広く市民・事業者などの意見を反映する組織といたしまして、策定検討懇談会を設置いたします。

次に、検討懇談会の構成メンバーにつきまして、下段をご覧ください。みどりの基本計画策定検討懇談会の構成メンバーにつきましては、学識経験者3名、市民活動団体2名、公募市民2名、事業者3名の計12名を予定しております。

なお、学識経験者と行政に関しましては、それぞれまちづくり分野の方、また、環境

分野の方でバランスを考慮して構成したいと考えてございます。

次に、8の策定に係ります組織及び設立根拠になります。検討及び審議、組織につきましては、先ほどご説明いたしました、庁内検討会、庁内環境調整委員会、環境推進会議、環境審議会及び策定検討懇談会となります。

また、設立の根拠につきましては、表に示しますとおり、条例、設置要件、あるいは指針等に基づき設立いたします。

次に、下段の今後のスケジュールについてでございます。計画の策定期間は、平成30、31年度の2か年を予定しており、この間、緑被率などの調査を行いながら、具体的な検討につきましては、庁内検討会と策定検討懇談会を交互に開催し検討を行い、あわせて庁内環境調整委員会、環境推進会議、環境審議会での意見交換、ご審議を経て、素案を策定していきたいと考えてございます。

その後、平成31年12月から1月にかけてパブリックコメントを行い、平成32年3月の完成を目指していくスケジュールとしております。

次に、最後のページ、15、16ページにつきましては、参考といたしまして、環境推進会議と環境審議会の委員構成を示してございます。

本審議会では、みどりの基本計画の改定に係る基本的な考え方といたしまして、計画の方針、先ほどご説明させていただきましたけれども、みどりの質の向上、市民・事業者との協働の促進について、また、策定体制や検討会のメンバーなどについてご審議いただければと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

説明は以上です。

○**奥会長** ありがとうございます。

ただいまのご説明について、ご意見などございましたら、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。本日は、特に基本的な考え方、今後の審議、検討体制についての事務局案についてご意見をいただき、基本的な部分を固めていきたいということだと思います。

いかがでしょうか。中島委員、お願いします。

○**中島委員** 10ページの下段の計画の基本的な考え方の、新たな目標、視点で、確かにみどりの質の向上というのは非常に重要で、このあたりのみどりの持つ機能というところに列挙されています。これは、ここに書かれていることを検討対象にされるということかと思えます。

環境改善という言葉は結構幅が広くて、私の専門に近いところでいきますと、温熱環境の改善、ヒートアイランド対策なんかも含めまして、ヒートアイランドだけではなくて、例えば高齢者の方々が歩く経路のところ、なるべく木陰がつながっていると熱中症対策にもなります。そういったものがここで含むことを考えられているのかどうか。もし、考えられていなければ何か考案していただいてもいいのかなと考えました。

○**奥会長** いかがでしょうか。

○**青木環境保全課長** ここで、考えております環境改善というのは、つまりCO<sub>2</sub>対策であるとか温暖化対策などに対する機能ということで、一般的な見方として考えているところではありますけれども、今、ご意見がありました視点も含めて、検討していきたいと思えます。

○**中島委員** 例えば、本当に暑くなってくると、信号待ちしている交差点のすぐ近くに木陰があるだけでも、大分違うので、そういったところの整備方針みたいなことにも絡められると、いいのかなと考えました。

○**奥会長** 多様な機能をできるだけ盛り込めるようにということで、お考えいただきたいということですね。

ほかはいかがでしょう。

○**沼田委員** みどりの基本計画は、公園緑地と生産緑地が中心の話なのでしょうか。

○**青木環境保全課長** いいえ。

○**沼田委員** 例えば、今おっしゃったような街路樹の話なども出てきましたけども、そういうのも含めた全体の話ということでしょうか。

○**青木環境保全課長** 全体です。今回、みどりの基本計画、ひらがなでみどりと書いておりますのも、まさにそういうことございまして、街路樹のみどり、公園のみどり、里山のみどり、山林のみどり、市街地のみどり、全て含めて、河川にあるみどりも含めまして、全ての総称としてみどりと捉えています。これらを全体的に見るということで考えています。

○**奥会長** どうぞ、荒井委員。

○**荒井(和)委員** 8ページ目の現行計画についてお聞きしたいのですが、まず生産緑地が右肩下がりに下がっています。その下の取組状況の中で、生産緑地地区がなぜ減少しているかという、問題もあるのですが、やはり法令で改善ができなくなって、雑草だらけになってしまっている。もう少し掘り下げて原因分析してほしいと思えます。

○青木環境保全課長 荒井委員からお話ございましたように、高齢相続等で継続しないという背景があるようです。さらに掘り下げて原因を分析した上で、さらに減少を食い止めるようなつくりをしていきたいと思っております。

今回、特にちょうど法改正の説明をさせていただきましたけれども、生産緑地法も改正があり、要件緩和であるとか、中の運用をしやすくなるような規制緩和のような法改正がなされているところがありますので、その辺も視野に入れつつ、原因分析もしながら、進めていきたいと思っています。

○奥会長 今回の生産緑地法の特に改正で指定要件が緩和できると、条例で緩和できるということになりましたので、そうすると今までは指定できなかったところを、指定したとしたら、若干、数字的には改善の方向に向かう余地もあるのかもしれないということですね。

その辺の基礎的なデータが整理されて、まずは、検討懇談会ですか、そちらで具体的には中身についても検討されるということですのでけれども、環境審議会にも、今後出していただければと思います。

○青木環境保全課長 はい。

○奥会長 ほか、いかがでしょうか。天井委員、どうぞ。

○天井委員 市民の方が目を通すこともあるかと思えますけれども、8ページの5-(1)で現行計画の取組み状況とございます。ここの上段に、グラフがありますが、ヘクターという表示がちょっとびんとこないのです。

どちらが生産緑地で、どちらが斜面緑地というのがわかりにくいのですが、この下降して、確かにみどりが失われていると、こういうこととございますよね。

今回の主旨として、みどりの保全という大きなものがあるわけですから、ここで下降率のグラフも見せていただいたほうが、私はわかりやすかったかなと思います。

現に、四角の折れ線グラフですと、1割ぐらい下がっていますが、その下降率がわかりにくいですよね。これは客観資料としても、貴重な資料だと思いますけれども、グラフというのはそもそも見た目にわかりやすいようにつくったのでしょうから、百分率なり使っていただいたほうがわかりやすくて、危機感も抱けるのではないかと思います。

少し本来とは外れるのかもしれませんが、意見でございます。

○奥会長 ありがとうございます。今後は考慮していただきたいということですね。

○青木環境保全課長 はい。

○**奥会長** いかがでしょうか。よろしいですか。

私から、10ページの計画内容の基本的な考え方のところ、昨年、開催されたはちおうじフェアが入っていますね。これは、どう今後の計画に反映していくということでここに位置づけられているのでしょうか。

○**青木環境保全課長** 100周年を記念したフォーラムの中で、中学生からの提言などもいただいているところでございます。

具体的には、誰でもいつでも、末永く利用していただきやすいような、公園をつくってはどうか、具体的には道の駅と公園を合わせたような施設をつくってはどうかなどというようなご意見をいただいております。そういったことを参考に反映させていきたいというようなことで考えております。

○**奥会長** わかりました。

○**上田委員** 今、後半のお話になんとかかわることにもなるのではないかとと思うんですが、10ページの3番の、新たな目標及び視点のところの②で、長い間、学校にかかわっていますと、子どもたちというのは、小学校・中学校の視点で申し上げますと、環境保全ということ、環境の大切さということをいろいろな教科で意識づけしていかないと、大人になってから行動にむすびつけることはなかなかできないので、義務教育の間に意識づけをする必要があると考えています。そこで私は、菊の栽培を通して自然の大切や、自然保護をずっと意識してやってきたのです。この辺も②のところ、学校教育にかかわるようなことをすこし触れていただければなと思います。

前に手選別の話が出ましたが、子どもたちというのは、ごみの選別を手で先立って行っているのを見て、すごいことをやっている、だから仕分けが大切なんだなというのを目で見て実感するのです。

ですから、そういう意識というのは、小さいころから育っていないと、大人になってからできないのです。思いが薄いと思うのですよ。ですから、この辺も②のあたりに、そういう項目を入れられないものかなという思いがします。

○**青木環境保全課長** ここの中には、協働ということ掲げさせていただいているのですが、ただ、今、上田委員おっしゃられるように、学校を取り込む形で環境教育を進めるというのは、現行計画の中でも考え方としては捉えている部分でもありますので、そこは検証しながら、環境全般の話として、みどりの保全ということにかかわらず、環境基本計画と連携しながら、環境教育を推進していくようなつくりをしていきたいと思

っております。

○**奥会長** よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょう。

千明委員どうぞ。

○**千明副会長** 意見というよりは、個人的で申しわけないですけど、みどりの基本計画というのは、すごく個人的に思い出がありまして、これをつくったときに、私、初めて八王子のこのようなことに参加しました。

この取組状況を見てみますと、その当時、私が委員として発言したことが幾つかあるなど、でも幾つかしかないなと思ったりして、今日もいろいろなご意見をいただいたので、非常に私としては心強く、どんなみどりの計画ができるかなと思っています。

当時と今は随分変わっていると思います。当時は、すこし抽象的な文言が多かったような気がします。私は、もっと具体的に主張した記憶があります。それが幾つか取組の成果というところに若干、具体的に書いてあるということがあって、今日のご意見もいろいろ聞いていると、もっと具体的にとか、もっとはっきりと、というようなご意見があったような気がするので、いいみどりの基本計画ができればいいなと思っています。

以上です。

○**奥会長** ありがとうございます。よろしくお願いします。

ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。池田委員は何かございませんか。

○**池田委員** 今日の皆さんの、お話を伺いながら、まずよく勉強して今、全体を学びたいなと思っていますが、八王子は本当に緑が豊かですけども、何か近過ぎてどうしていいかわからない、というような市民の方も大勢いると思います。

子どもたちも、みどりがあるのが当たり前だと思っている。私は高尾のほうで、多摩御陵のそばなのでですけども、みどりが本当に美しいところです。

最近、浅川もとてもきれいになって安全になって、本当に身近にみどりが多いのですが、それを子どもたちがもしかしたら当たり前と思っているかもしれないので、そういうことも何か市民の方にアピールするときは、具体的にわかりやすく、身近なものであるような改めて大事にしなければいけないような表現でアピールしていただくと、子どもたちも改めて気がつくのではないかと思います。

以上です。

○**奥会長** ありがとうございます。

横田委員は、いかがですか。

○**横田委員** 私は、保全地域の仕事を3月までやらせていただいております、まさにここに書いてあるとおり、担い手の方がかなり不足をしているというのは、東京都と同じことですね。

いろんなイベントとか、プログラムを組んでバスで送迎をしたり、参加しやすいことを心がけて今もやってきたのですが、23区から来る人のほうが比率としては非常に多くなります。

地元の方には、地元に行っていただきたいという思いがありますが、私どもがやらせていただいている事業の中では、そういう傾向にありました。

今、お話がございましたとおり、恐らく家の近所とか余り行きたいということを感じないのかなということもありまして、それは近いからいつでも行けるということもあるのでしょうか、担い手をこれから増やしていくということにおいては、地元の人がたくさん参加されないと、なかなか難しいかと思います。

どうしても23区から来る人は、癒やされに來たいとか、たまにこういうことに入ってみたいということでいらっしゃると思いますので、そういうご苦労も私見ながら、感じておったところです。私は、重々そのところを私も理解はしているつもりですから、大変な課題だと思います。

○**奥会長** ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。どうぞ、沼田委員。

○**沼田委員** コメントでございます。もし可能だったら、検討懇談会のほうに、教育関係者とか、例えば教育委員会の方とか、社会福祉協議会とか、そういう方々も入ったらいいのではないかなと思いました。

別の自治体では、みどり関係のそういう方々がいかに環境保持が重要か、ということがかなり議論で出てきますので、そういう方が入ると具体的な計画の案というのがつくれるのではないかと思います。

○**青木環境保全課長** 承知しました。

○**奥会長** そこをご検討いただければと思います。

では、検討懇談会の委員構成については、それから、また教育関係の分野の方に入ってくださいかどうか、引き続き事務局のほうでご検討いただくということを前提にいたしまして、きょう、お示しいただいた基本的な考え方と、それから今後の検討体制については、ご了承いただいたということで、よろしいでしょうか。

(はい)

○**奥会長** ありがとうございます。

それでは、今日いただいたご意見を参考に進めていただければと思います。ありがとうございました。

では、最後になりますが、次第の3のその他に移らせていただきます。

事務局から、連絡事項等ございましたら、ご報告お願いいたします。

○**星環境政策課主査** 次回の審議会について、6月27日の午後2時開催とさせていただきますと思います。

また、正式な通知はお送りいたしますが、皆様、よろしくお願いいたします。

次回については、環境基本計画の具体的な内容をお示しし、ご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○**奥会長** 6月27日の午後2時からの予定でございます。予定のほど、お願いいたします。

ほかは、事務局からはないですね。

○**星環境政策課主査** 以上です。

○**奥会長** はい、わかりました。

それでは、委員の方から何か最後にございますでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、平成30年度第1回八王子市環境審議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後3時40分 閉会

平成30年10月5日	署名人： 中島 裕輔
------------	------------